

第13回大阪市路上喫煙対策委員会資料

大阪市環境局

平成21年10月1日

過料処分および定点調査結果(路上喫煙率)の状況について

○ 過料処分について

・ 過料処分件数

19年度(10～3月) 4,359件(うち、現金徴収 3,980件、納付書交付 379件)

20年度(4～3月) 9,202件(うち、現金徴収 8,846件、納付書交付 356件)

21年度(4～8月) 4,933件(うち、現金徴収 4,875件、納付書交付 58件)

累 計 18,494件(うち、現金徴収 17,701件、納付書交付 793件)

・ 違反者の住所地

大阪市内 3,991件、大阪府内 3,491件、大阪府外 3,750件、不明 7,262件

○ 定点調査結果(路上喫煙率)について【平成21年7月調査】

・ 禁止地区内平均 0.4%

・ 全市平均 0.8%

・ 喫煙設備の利用率(喫煙所利用者／通行者数)

大江橋 18.8%(196／1,045) 前回調査時8.6%

なんば 6.4%(682／10,618) 前回調査時6.1%

定点調査の結果と分析

- 禁止地区内平均、全市平均とも、取組み開始直後の急減から、微減を経て平成20年度以降はほぼ横ばいになっている

禁止地区内平均 2.6%(18年度平均)→0.6%(19.10)→0.4%(20.8)→0.4%(21.1)→0.4%(21.7)

全市平均 1.8%(18年度平均)→1.0%(19.10)→0.9%(20.8)→0.8%(21.1)→0.8%(21.7)

- 禁止地区内では、中之島(中央公会堂前交差点)・南海難波駅北側とも比較的高い数値で微増・微減を繰り返している (重点的巡回の継続性)

中之島(中央公会堂前交差点) 1.0%(19.10)→0.8%(20.8)→1.0%(21.1)→1.3%(21.7)

南海難波駅北側三角地 1.5%(19.10)→0.8%(20.8)→0.9%(21.1)→1.0%(21.7)

禁止地区内平均 0.6%(19.10)→0.4%(20.8)→0.4%(21.1)→0.4%(21.7)

- 全体的に、朝の時間帯の路上喫煙率は高い。特に、商店街が高い。

商店街(朝) 3.0%(19.10)→2.4%(20.8)→2.8%(21.1)→2.0%(21.7)

禁止地区内平均(朝) 1.5%(19.10)→1.1%(20.8)→0.8%(21.1)→0.9%(21.7)

路上喫煙防止指導員に対する公務執行妨害事案について

- 発生日時 平成21年9月5日(土) 午後2時15分頃
- 発生場所 北区梅田1丁目1番3号(大阪駅前第3ビル北東付近)
- 概要

路上喫煙防止指導員が巡回・指導を行っていたところ、数メートル離れた場所で男性が口にたばこをくわえたのが見えたので、指導員が禁止地区内での喫煙を未然に防ぐため、口頭で注意したところ、その男性が「こら、お前、けんか売ってんのか。」と言いながら近寄ってきて、指導員の肩を両手で突き飛ばした。

その後、男性は連れの女性によって一旦その場から離れたものの、再び怒鳴りながら、近くにあったカラーコーンを指導員に向けて投げつけ、さらに正面から殴りかかってきて、指導員は右あごの下に軽傷を負った。

指導員は、その場で男性を取り押さえ、付近にいた別の指導員が警察に通報し、駆けつけた曾根崎署員に引き渡した。

男性は、公務執行妨害と傷害の疑いで現行犯逮捕された。
- 対応
 - ・ 指導員の現場での対応については、昨年4月に作成した「路上喫煙防止指導員の巡回・指導時における対応指針」に沿った適正な対応であった。
 - ・ 他の指導員に対して、再度「対応指針」の周知を行った。

三都市(京都市・大阪市・神戸市)協議会(仮称)について (2-1)

○ 三都市(京都市・大阪市・神戸市)路上喫煙対策推進協議会(仮称)

- ・ 日時 平成21年8月6日(木)午後3時～5時30分
- ・ 場所 京都市

○ 議 題

(1) 状況報告

【神戸市】

- ・ 平成20年7月に過料徴収を開始し、平成21年6月末現在、累計で4311件の過料処分を行った。
- ・ 指導員(警察OB)の言葉遣いに対する広聴が多いため、マナー講習「話し方講座」を実施した。
- ・ 国の緊急雇用制度を利用し、7月から警備員を9名採用し、週1回駅前を巡回し啓発している。

【京都市】

- ・ 平成20年6月に過料徴収を開始し、平成21年7月末現在、累計で595件の過料処分を行った。
- ・ 喫煙者から、喫煙場所を増やしてほしいという要望が寄せられており、設置場所の調査も含め設置について検討している。



三都市(京都市・大阪市・神戸市)協議会(仮称)について (2-2)

【大阪市】

- ・平成19年10月に過料徴収を開始し、平成21年7月末現在、累計で17269件の過料処分を行った。
- ・平成20年度からの新たな取り組みとして、「たばこ市民マナー向上エリア制度」を立ち上げ、市域全体で路上喫煙防止活動を開始した。

(2)未収金対策について

- ・三都市とも未収金については苦慮しており、抜本的な解決策は見出せていない。
- ・虚偽の申告を防ぐため、携帯電話の場合はその場でかけて確認する。(大阪市)
- ・住所の場合は2回言ってもらうなどして虚偽の申告を見分けるようにしている。(神戸市)
- ・安易に納付書を発行しないようにし、現金徴収に努めている。(神戸市、京都市、大阪市)

(3)協働した普及啓発事業について

- ・三都市間を行き来する市民や、国内外からの旅行者に対する普及啓発、周知の充実は、各都市とも重要な課題であると認識している。(大阪市)
- ・三都市で協働した普及啓発、周知を行えばより高い効果が見込まれる。(大阪市)
- ・三都市の指導員がそれぞれの制服を着て、1箇所集まって啓発すればインパクトがある。(京都市)
- ・啓発物品は、三都市それぞれのポケットティッシュをセットにして配れば、もらった人の印象に残る。(大阪市)
- ・今後、事務レベルでの打合せを行い、今年度中の実施に向けた具体的な日程や場所等の調整を行う。(神戸市)

平成20年度の普及啓発について

○ イベント等

各種イベントでポケットティッシュ等を配布し、啓発活動を行った。

- ・ ごみ減量フェスティバル「ガレージセール・イン・OSAKA TOWN」
- ・ 区民まつり(24区) ・ ガレージセール(7区)
- ・ 大阪打ち水大作戦 ・ 御堂筋Kappo ・ 御堂筋オープンフェスタ
- ・ 大阪市一斉清掃クリーン大阪出発式 ・ 「たばこ市民マナー向上エリア制度」開始キャンペーン など

○ 広報

- ・ 新聞広告 ・ 街頭ビジョンCM放送
- ・ 地下鉄・JR網棚広告
- ・ 駅貼りポスター
- ・ 地下鉄車内アナウンス ・ 広報車巡回
- ・ 御堂筋沿線事業所のポスター掲示
- ・ 市政だより・区広報紙 ・ 全国週刊誌広告
- ・ 観光ガイドブック広告 など

○ ポスター等配布枚数(概数)

- ・ ポスター 3万枚
- ・ リーフレット 15万枚
- ・ ポケットティッシュ 20万個



平成21年度の普及啓発について

○ イベント等

各種イベントでポケットティッシュ等を配布し、啓発活動を行っている。

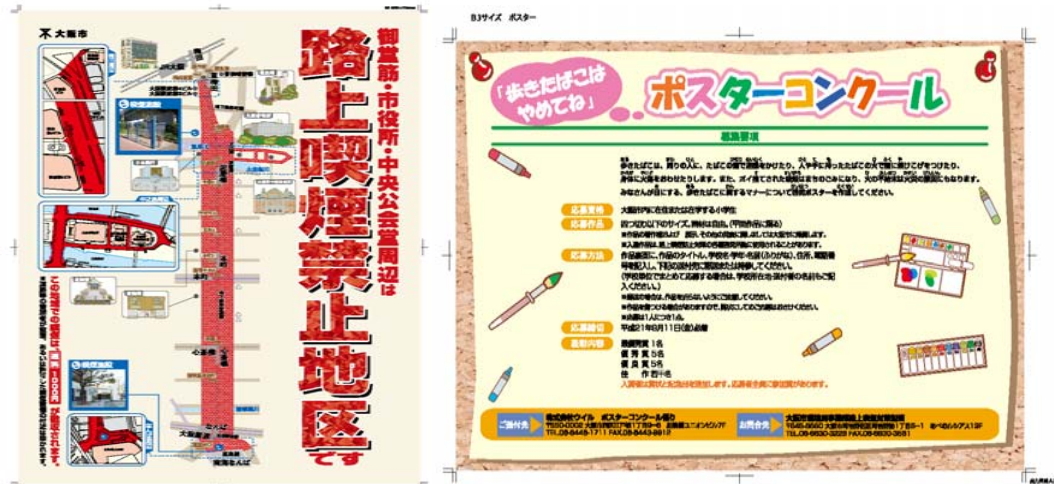
- ・ 区民まつり(24区) ・ 大阪打ち水大作戦 ・ 御堂筋オープンフェスタ
- ・ 「歩きたばこはやめてね」小学生対象ポスターコンクール(7~9月)⇒表彰式(12/5予定)
- ・ ごみ減量フェスティバル「ガレージセール・イン・OSAKA TOWN」(10/10) ・ 御堂筋Kappo(10/11)
- ・ ガレージセール(11月予定)
- ・ 三都市合同啓発キャンペーン(調整中)
- ・ 「たばこ市民マナー向上エリア制度」開始キャンペーン(12月予定) など

○ 広報

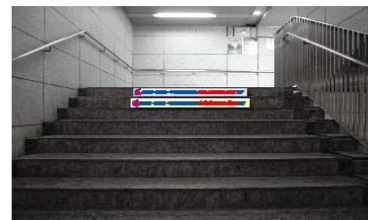
- ・ 街頭ビジョンCM放送
- ・ 地下鉄車内アナウンス
- ・ 御堂筋沿線事業所のポスター掲示
- ・ 駅貼りポスター ・ 観光マップ広告
- ・ 地下鉄階段広告(淀屋橋、なんば)
- ・ 市政だより・区広報紙 など

○ ポスター等配布枚数(概数)

- ・ ポスター 3万枚
- ・ リーフレット 7600枚
- ・ ポケットティッシュ 34万個
- ・ のぼり 140本
- ・ たすき 80本



 御堂筋・市役所・中央公会堂周辺は 路上喫煙禁止地区です



階段イメージ

平成20年度「たばこ市民マナー向上エリア制度」参加団体の活動報告について(4-1)

平成20年12月～平成21年3月

	活動の名称 (団体名)	時期	活動内容
1	たばこ市民マナー向上エリア 淡路本町商店街 (淡路本町商店街振興組合)	12月中旬 随 時	街頭啓発活動(ポケットティッシュ配布) 商店街内での啓発放送
2	迷惑たばこやめよう市民マナー向上エリア 小松南商店会 (小松南商店会)	随 時	各店頭での啓発活動(ポケットティッシュ配布) 商店街内での啓発放送
3	迷惑たばこやめよう市民マナー向上エリア 上新庄南商店会 (上新庄南商店会)	随 時	各店頭での啓発活動(ポケットティッシュ配布)
4	迷惑たばこやめよう市民マナー向上エリア 西淡路商店会 (西淡路商店会)	平成21年 5月以降	街頭啓発活動(ポケットティッシュ配布)を予定
5	たばこ市民マナー向上エリア 東淡路商店街 (東淡路商店街振興組合)	12月末 随 時	街頭啓発活動(歳末夜警時、ポスター掲示) 商店街内での啓発放送
6	迷惑たばこやめよう市民マナー向上エリア 神津社協 (神津地域社会福祉協議会)	1月15日 2月12、26日 3月12、26日 随 時	街頭啓発活動(ポケットティッシュ配布) 商店街内での啓発放送
7	たばこマナー向上エリア 西中島新御堂筋 (西中島地域社会福祉協議会)	毎月第2火曜日 随 時	街頭啓発活動(ポケットティッシュ配布) エリア内での啓発放送

平成20年度「たばこ市民マナー向上エリア制度」参加団体の活動報告について(4-2)

平成20年12月～平成21年3月

	活動の名称 (団体名)	時期	活動内容
8	たばこ市民マナー向上エリア アクティ大阪 (大阪ターミナルビル株式会社)	12月19日 1月16日 2月20日 3月19日	街頭啓発活動(ポケットティッシュ配布)
9	たばこ市民マナー向上エリア 阪急阪神百貨店 (株式会社 阪急阪神百貨店)	12月、2月 4月、8月予定	街頭啓発活動(ポケットティッシュ配布)
10	歩きたばこやめよう市民マナー向上エリア 天神橋筋商店連合会 (天神橋筋商店連合会)	随 時	街頭啓発活動(ポケットティッシュ配布) 商店街内での啓発放送
11	たばこ市民マナー向上エリア 京橋地域の安全なまちづくり連絡協議会 (京橋地域の安全なまちづくり連絡協議会)	12月4、18日 1月15、29日 2月12、26日 3月5、12、26日 12月9日 1月29日	各店頭での啓発活動(ポケットティッシュ配布) 会議の開催 議題「たばこ市民マナー向上エリア制度の今後の 取組みについて」
12	やめよう迷惑たばこ市民マナー向上エリア せんば心齋橋筋商店街(せんば心齋橋筋協同組合)	毎月第3金曜日 12月～3月 随 時	街頭啓発活動(違反広告物、放置自転車の啓発と合わせて実施) 商店街掲示板に大型ポスター掲示 商店街内での啓発放送
13	やめよう迷惑たばこ市民マナー向上エリア 心齋橋筋北商店街 (心齋橋筋北商店街振興組合)	2月25日 随 時	街頭啓発活動(ポケットティッシュ配布) 商店街内での啓発放送

平成20年度「たばこ市民マナー向上エリア制度」参加団体の活動報告について(4-3)

平成20年12月～平成21年3月

	活動の名称 (団体名)	時期	活動内容
14	やめよう迷惑たばこ市民マナー向上エリア 心斎橋筋商店街 (心斎橋筋商店街振興組合)	毎週月曜日 (1月～)	街頭啓発活動(清掃活動、ポイ捨て禁止、自転車走行禁止、キャッチセールスの注意を呼びかけるとともにポケットティッシュ配布)
15	たばこマナー向上エリア 戎橋筋商店街 (戎橋筋商店街振興組合)	12月12日 1月23日 2月13、27日 3月27日 2月24日 12月1、16日	街頭啓発活動(防犯行動とあわせて実施) 南商連の啓発行動に参加 役員による各店への要請・指導
16	たばこ市民マナー向上エリア 法善寺こいさん通り商店会 (法善寺こいさん通り商店会)	随 時	商店会内での啓発放送 エリア標示物の設置
17	たばこ市民マナー向上エリア 南地中筋商店会 (南地中筋商店会)	毎月第2、4 火曜日	街頭啓発活動(清掃活動とあわせて実施) 各店舗の従業員への周知、店頭で啓発ステッカーの掲示 路上に灰皿を設置していた店舗に制度の趣旨を説明し、設置位置の変更や撤収を実施
18	たばこ市民マナー向上エリア 難波センター街商店街 (難波センター街商店街振興組合)	随 時	街頭啓発活動(ポケットティッシュ配布) 商店街内での啓発放送 各店舗への協力要請、ポスター等の掲示
19	やめよう！歩きたばこ市民マナー向上エリア なんば南海通商店会 (なんば南海通商店会)	随 時	エリア標示物の設置

平成20年度「たばこ市民マナー向上エリア制度」参加団体の活動報告について(4-4)

平成20年12月～平成21年3月

	活動の名称 (団体名)	時期	主な活動内容
20	たばこ市民マナー向上エリア 千日前道具屋筋商店 (千日前道具屋筋商店街振興組合)	随 時	各店頭での啓発活動(ポケットティッシュ、リーフレット配布) エリア標示物の設置
21	美しい街づくり運動・たばこ市民マナー向上エリア 大阪ビジネスパーク (大阪ビジネスパーク開発協議会)	随 時 原則月1回	店頭内での啓発実施に向けた調整・協議 エリア標示用バナーの掲出 清掃活動の実施
22	たばこ市民マナー向上エリア なんさん通り商店会 (なんさん通り商店会)	平成21年 5月、10月	街頭啓発活動(ポケットティッシュ配布、清掃活動とあわせて実施) を予定
23	迷惑たばこやめよう市民マナー向上エリア なんば駅周辺環境浄化協議会 (NSCC(なんば駅周辺環境浄化協議会))	毎月第4金曜日 随 時	街頭啓発活動(ポケットティッシュ配布、清掃活動とあわせて実施) 店・施設内での啓発放送 各店舗の従業員への周知、店頭リーフレットの設置
24	たばこ市民マナー向上エリア TACL (TACL(タックル))	毎月第4火曜日	街頭啓発活動(ポケットティッシュ配布、清掃活動とあわせて実施)
25	喫煙マナー向上エリア ジョイフル阿倍野たばこユニオン (ジョイフル阿倍野たばこユニオン)	毎月第2土曜日	街頭啓発活動(ポケットティッシュ配布、清掃活動や自転車の整理 とあわせて実施) エリア標示物の設置 喫煙設備の設置(平成21年4月から)

平成21年度「たばこ市民マナー向上エリア制度」応募団体 一覧表(3-1)

No	団体名	代表者	申し込み日	活動エリア (区)	備考
1	此花区まちづくり会議	会長 進藤 茂	7月31日	此花区	市民団体・事業者団体
2	大阪南料飲観光協会	会長 福長 徳治	7月29日	中央区	事業者団体
3	道頓堀商店会	会長 今井 徹	7月31日		商店会
4	宗右衛門町商店街振興組合	理事長 岡本 敏嗣	7月31日		商店街振興組合 まち美化パートナー制度加入団体
5	道頓堀商店連盟・ 道頓堀一丁目東櫓振興町会	会長 池田 秀行 会長 山田彌壽子	7月31日		商店連盟・振興町会 まち美化パートナー制度加入団体
6	NPO法人長堀21世紀計画の会	理事長 吉田 正雄	7月17日		事業者団体 まち美化パートナー制度加入団体
7	久左衛門町まちづくり協議会	会長 高橋 勝彦	7月31日		商店会・振興町会

平成21年度「たばこ市民マナー向上エリア制度」応募団体 一覧表(3-2)

No	団体名	代表者	申し込み日	活動エリア (区)	備考
8	クリーン靱	代表 道上 武男	7月31日	西区	連合振興町会
9	三泉商店街振興組合	理事長 高橋 和世	7月31日	大正区	商店街振興組合
10	大阪南部たばこ商業組合 女性部	部長 後藤 美代子	7月22日	天王寺区	事業者団体(たばこ商) まち美化パートナー制度加入団体
11	日本橋筋商店街振興組合	会長 蘇 建源	7月17日	浪速区	商店街振興組合 まち美化パートナー制度加入団体
12	生野たばこ会	会長 川端 八重子	7月22日	生野区	事業者団体(たばこ商) まち美化パートナー制度加入団体
13	成育女性会	会長 岡田 須美子	6月22日	城東区	地域女性団体協議会

平成21年度「たばこ市民マナー向上エリア制度」応募団体 一覧表(3-3)

No	団体名	代表者	申し込み日	活動エリア (区)	備考
14	阪南連合振興町会	会長 石田 宏	7月31日	阿倍野区	連合振興町会
15	長池連合振興町会	会長 山村 勇	7月30日		連合振興町会
16	駒川駅前商店街振興組合	理事長 山村 知生	7月28日	東住吉区	商店街振興組合
17	長吉中央商店街振興組合	理事長 川田 南海男	7月21日	平野区	商店街振興組合

平成21年度「たばこ市民マナー向上エリア制度」の応募団体について

- 事業者団体 10 団体
- 市民団体 4 団体
- 市民団体と事業者団体 3 団体
- 活動エリア
 - ・ 此花区 1団体 此花区内10箇所
 - ・ 中央区 6団体 道頓堀商店会、宗右衛門町商店街、道頓堀商店連盟
長堀通り(新橋交差点～堺筋)、久左衛門町商店会
 - ・ 西区 1団体 靱公園周辺
 - ・ 大正区 1団体 三泉商店街
 - ・ 天王寺区 1団体 天王寺公園周辺・谷町筋(天王寺公園～堀越神社)
 - ・ 浪速区 1団体 堺筋(日本橋3丁目～5丁目)
 - ・ 生野区 1団体 大池橋交差点周辺
 - ・ 城東区 1団体 京阪電鉄「野江」駅周辺
 - ・ 阿倍野区 2団体 地下鉄御堂筋線「西田辺」駅周辺
 - ・ 東住吉区 1団体 駒川駅前商店街
 - ・ 平野区 1団体 長吉中央商店街

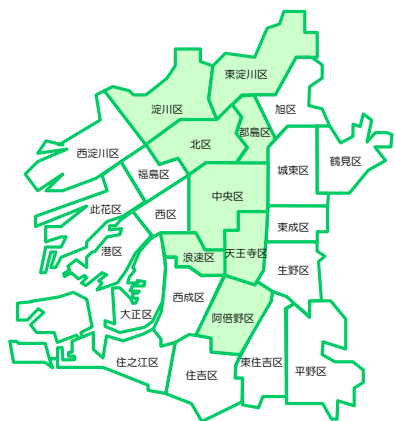
平成21年度「たばこ市民マナー向上エリア制度」応募団体の 「団体名」と「活動の名称」一覧

	団体名	活動の名称
1	此花区まちづくり会議	此花区まちづくり会議マナーアップ たばこポイ捨て一掃・路上喫煙防止キャンペーン
2	大阪南料飲観光協会	迷惑たばこやめよう 市民マナー向上推進活動
3	道頓堀商店会	迷惑たばこやめよう 市民マナー向上推進活動
4	宗右衛門町商店街 振興組合	迷惑たばこやめよう 市民マナー向上推進活動
5	道頓堀商店連盟・ 道頓堀1丁目東櫓振興町会	迷惑たばこやめよう 市民マナー向上推進活動
6	NPO法人 長堀21世紀計画の会	迷惑たばこやめよう市民マナー向上エリア 長堀21世紀計画の会
7	久左衛門町まちづくり 協議会	久左衛門町たばこマナー向上活動
8	クリーン靱	迷惑たばこやめよう市民マナー向上エリア クリーン靱
9	三泉商店街振興組合	迷惑たばこやめよう市民マナー向上エリア

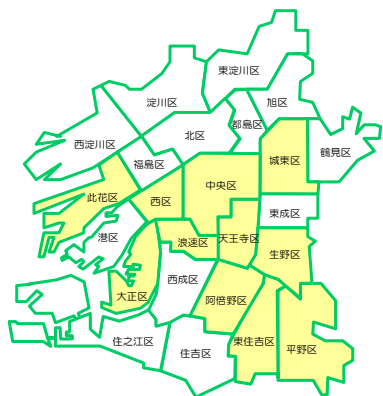
	団体名	活動の名称
10	大阪南部たばこ商業 協同組合 女性部	たばこ市民マナー向上エリア 大阪南部たばこ商業協同組合 女性部
11	日本橋筋商店街 振興組合	日本橋たばこマナー向上プロジェクト
12	生野たばこ会	たばこ市民マナー向上エリア 生野たばこ会
13	成育女性会	たばこ市民マナー向上エリア 成育
14	阪南連合振興町会	タバコのポイ捨て・歩きタバコやめよう 活動
15	長池連合振興町会	迷惑たばこやめよう市民マナー向上エリア 西田辺交差点周辺
16	駒川駅前商店街 振興組合	迷惑たばこやめよう市民マナー向上エリア 駒川駅前商店街
17	長吉中央商店街 振興組合	長吉路上喫煙やめましょうてんがい！

「たばこ市民マナー向上エリア制度」活動エリア分布図

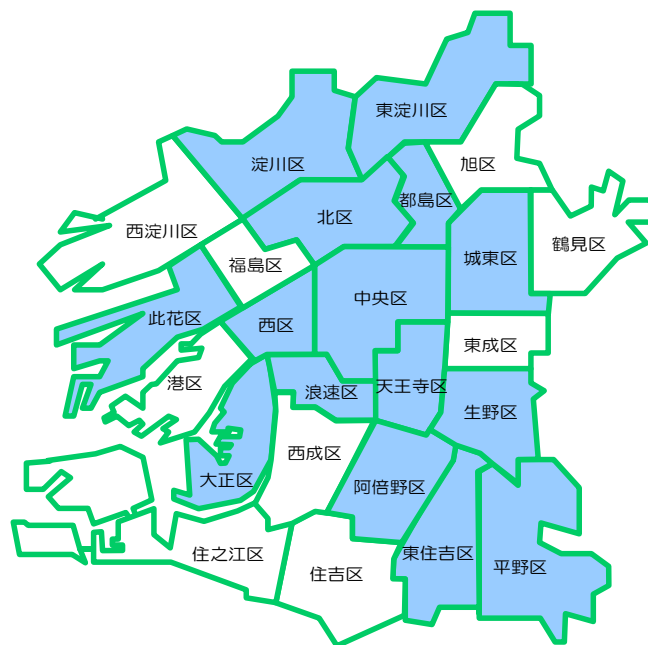
平成20年度
参加団体
(8行政区)



平成21年度
応募団体
(11行政区)



平成20年度 参加団体 + 平成21年度 応募団体
(15行政区)



平成21年度「たばこ市民マナー向上エリア制度」のスケジュールについて

- 10月
 - 活動団体発表(プレス発表)
 - 標示物について活動団体と現地調査
(どのような標示が必要で有効か)
 - 関係機関との調整
 - 啓発物品等について
活動団体の要望の調査(どのような物品が必要で有効か)
エリア独自の啓発物品デザイン等の検討

- 11月
 - 活動団体との協定書締結開始

- 12月
 - 各団体活動開始